変

平成2年4月1日から

加し日方75 医保月 入、かは歳平療険1該 し後ら、の成制を引

に退生るに

次回保険証発送予定日

(後期高齢者医療被保険者証)

75歳に達する月の前月中旬~

(後期高齢者医療被保険者証)

例) 平成20年7月中旬~下旬

(国民健康保険被保険者証)

平成20年3月下旬

平成20年11月中旬

《問合せ先》

西宮市市民局国民健康保険グループ 国保収納グループ

〒662-8567

西宮市六湛寺町10番3号

Eメール/vo_kokuho@nishi.or.jp

大

わ医 りま? らす。ここでは7時度改革等に伴い そい、の 主な内容をご紹介し平成20年4月から、 5, ま国 5す。 健 康 保 険 制 度が大きく

後期高齢者医療制度創設に伴い 75歳以上(一定の障 害の あ

(平成19年度)

医療給付費分

所得割 10.0%

均等割 34,800円

平等割 25,800円

※(老人保健拠出金を含む)

民健 康保険を脱退し る

後期高齢者医療制度に加入します方は65歳以上)の被保険者の方は国

下の「 あ75 後 あ る ツ の以民月

期限について伴う国民健康保険証の有効後期高齢者医療制度創設に 、ご注意ください。使用できなくなります康保険証は、4月1日旬に送付されます。国

国期齢国民機関 医療保険証の を 関係で、表1の 医療制度に加え に健康保険かた のとおりる後期高 有効期間

者康4

すりがる) と異 (なる場合) 合限 が があり

ま末

はどこに払うの

場制度に個けるという。
かわっての以降は、
のは、

険ま期者険料す高医料にの齢療に 者 (後期 医 療 は高 1 齢 面をご覧料を納る 覧保め後齢保

課方法に変更されます。をあわせると三本立て

るす。 ての♥

齢療に月 原保険料を納めて、後期高齢は、国民健康の

は、引き続いでいただが は、引き続れていただが は、引き続れていただが は、引き続れたといっとだが は、引き続れただが していただく必要 映料を国民健康に 引き続き残ら 棚がある世帯に がれる 世帯に がれる 世帯に がれる 世帯に がれる 国民健康に なお、国民健康に なお、国民健康に なお、国民健康に ない いいん いいん いいんしゅう 必要があり 深保険に納る につきまし

課か保(注)

ク) に対して歴候保険者(40歳)

賦歳護

え療減「 る養額限 の受認度

用・標準負担額減用・標準負担額減用・標準負担額減間、「国民健康保険限限をおよす。 老人 ? 「老負」人医 八保健の公療の M3月下旬に B齢者医療制 をお持ちの 保健特定疾 担額減額認 療の限度類 は はそのままは、「特定疾病 に制の疾認額 使病額 送度方病定適

ま

定

 \mathcal{O}

障

の被保険者となれば、後期高齢者医療制度扇影者医療制度

こ制請

個人有効期限

·平成20年3月31日

…75歳誕生日の前日

例) 平成20年8月7日期限

…平成20年11月30日

ともできま

脱退の手続きが必

要なの?

(表1)後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険証の有効期限

高医

上 療 療 保 浴 者 日 初

者医療被保険者証が3 保険グループより後期 当者の方には、高齢者

手に

ナ続きは不要でま に伴う国民健康収 後期高齢者医療

保険脱過

退加

の入

保険証はどうなるの

①平成20年4月1日時点で75歳以上

②平成20年4月2日から11月30日ま

(昭和8年4月2日~昭和8年11月30日生)

③平成20年11月30日以降に75歳誕

生日到達(昭和8年12月1日生~)

「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定所・標準負担額減額認定をおけるの証は使えなります。引き続き必なくなります。引き続き必要な方は後期高齢者医療制度で改めて申請してください。

表3「後期高齢者支援金」とは…

後期高齢者医療にかかる費用のう

ち、後期高齢者医療制度の被保険者

自身が医療機関で支払う窓口負担を 除いた分を、公費(国、県、市町村)

で約5割、後期高齢者医療制度の被 保険者の保険料で約1割、残りの約4 割を0歳~74歳からの支援金として各

医療保険者が負担します。この4割の

部分(下図の網掛部分)を後期高齢

者支援金といい、国民健康保険料の

公費負担

(国∙県∙市町村)

後期高

齢者保

険者料

(1割)

5

なり

(5割)

(高齢者の医療機関窓口負担を除く)

若年者の保険料

(後期高齢者支援金)

(4割)

後期高齢者支援金分となります。

後期高齢者医療制度の財源

(~昭和8年4月1日生)

でに75歳誕生日到達

例) 昭和8年8月8日誕生日

こととなり、介護納付金分金分に分かれて賦課されるが、平成20年度以降、医療が、平成20年度以降、医療が、平成20年度以降、医療のでいた医療給付費分

は新 いし

付いたします。 月中旬に保険料通知書を送は、6月に料率が決定し、6平成の年度保険料について つい つ決定されるの?い国民健康保険料

②平等割

半額措置

での者

申

請

不要で

す

(表2) 賦課方式変更について

(平成20年度)

医療給付費分

所得割 未定 均等割 未定 平等割 未定

<u>後期高齢者支援金分</u>

所得割 未定 均等割 未定 未定 平等割

介護納付金分

所得割·均等割 未定

所得割1.9% • 均等割12,000円

※平成20年度保険料率は平成20年6月に決定します。

「介護納付金分」の三本立てに変更されます「医療給付費分」・「後期高齢者支援金分」・付費分」・「介護納付金分」の二本立てから、2 国民健康保険料の賦課方式が「医療給

3

後

期

康保

険料の軽減・減免措置ができます

高齢者医療制度の創設に伴う国民

介護納付金分

(申請け**)軽減判**

正に関する措

置

不要です)

特保や20施は保 定候会年し保 保者社会 に保 ります 定保健 4 健診 保建が健生 特 特 付集号」参照)(10面~11面 指導」が始ま 定健診」・「特

く11 すい だ面 °、特 さ_二詳助定 診対象、 「健診特集号」参照)ります(10面~11面 面「健診特集号」をご覧。詳細については10面~、助成条件が変わりt、財産健康診査の開始には 人間 方法が変わ ドックの 受 面 ま伴

く 11 だ 面 詳 さ 二 無 「健に 診っ 特い : 集号」 ては、 を10 面 〜

国民健康保険から後期高 動者医療制度への移行によ 地方の所得及び人数も含め た方の所得及び人数も含め た方の所得及び人数も含め た方の所得及び人数も含め ただし、世帯構成に変更 だ生じた場合は、軽減判定 を行します。 に関する措置の見直しを行 に関する措置の見直しを行 被用者保険(勤務先の保険など)の被保険者本人が険など)の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行後期高齢者医療制度へ移行後期高齢者医療制度へ移行といいます。)が国民健康により一定期間、国民健康により一定期間、国民健康により一定期間、国民健康により一定期間、国民健康で構成される世帯に係る所得割(半額)、旧被扶養者に係る所得割(半額)です。 (半額)、旧被扶養者であったで構成される世帯に係る時得割(半額)です。 が国民健康保険から国民健康保険から国民健康保険から国民健康保るのみりです。

③旧被扶養者に対する減 請が必要 で

保険者となった人が国民健保険者となった人が国民健保険者となった人が国民健康保険から脱退しても、同世帯に属する国民健康保険が決定したの措置の詳細に、平成2年6月の本紙等でお知らせいたします。) 康請康者た保行が保

とがあります。半額措置の見直しを行うこが生じた場合は、平等割のただし、世帯構成に変更

間1人民の原保のか 干等割を半になった場の移行によいののでは、

`養 西宮市ホームページ/http://www.nishi.or.jp/

平み割